

東広島市再犯防止推進計画の概要

（東広島市地域共生社会推進計画 第6章 再犯防止の推進に向けて）



計画策定の背景	基本方針
全国的刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況を受け、平成28（2016）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定、施行され、国において平成29（2017）年12月に第一次再犯防止推進計画を、令和5（2023）年3月に第二次再犯防止推進計画を策定しています。 本市では、令和4（2022）年3月に東広島市再犯防止推進計画を策定しましたが、令和6（2024）年度で計画期間が満了することから、この度、本計画と一体的に再犯防止計画を改訂することとしました。 誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合うことで、立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる社会の実現を目指し、地域共生社会の推進と一体的に施策を進めていきます。	再犯防止等の取組みには、犯罪や非行をした人の生活再建や周囲の人々の温かい理解と協力をはじめ、きめ細やかな福祉的支援、自立した生活が可能になるまでの「息の長い支援」が必要とされています。 また、犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、関係機関・団体との連携を強化し、推進していく必要があります。 このため、本市では安全で安心な社会を実現するため、関係機関・団体と連携し、犯罪や非行をした人を含め、様々な課題や生きづらさを抱える人の生活を包括的な支援体制により支えていきます。
計画の位置づけ	策定の目的
再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画	1) 犯罪や非行をした人が出所し、地域社会の一員として復帰、再出発できるよう必要なサービスを提供するとともに、法務省官署等の関係機関と連携しながら、犯罪や非行が起きにくい地域づくりに取り組みます。 2) 再犯防止施策は、就労・住居の確保、福祉サービスによる支援等多岐にわたっているため、各施策が連携し総合的に推進できる体制を整えます。
計画の期間	注視する指標
令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間	東広島市内における再犯者率 令和 5（2023）年 47.3% 令和11（2029）年 全国平均以下（参考数値：令和5年 47.0%）

再犯防止に関する取組み

【市が取り組むこと】			
重点施策	取り組む施策		
（１）再犯防止に向けた支援体制の整備	「誰一人取り残さない」相談支援の充実	・「制度の狭間」のない相談支援体制の構築	福祉の総合調整、総合相談窓口（HOTけんステーション）における相談支援 各分野（高齢、障がい、こども子育て、生活困窮等）の相談支援機能の充実
		・「当事者」を起点とする多職種連携による支援	各日常生活圏域における専門職の連携体制の充実 教育機関を含めた各分野における連携体制構築 保護司等の支援者に対する支援 非行防止活動
		・「小さな声」を聞き逃さない支援	孤独・孤立対策の推進
	地域で「健幸」に暮らせるための基盤づくり	・「分野ごとの制度・サービス」の充実・深化 ・「生活のしづらさ」を改善する取組みの推進	分野ごとの制度・サービスの充実 健康づくりの推進 住居の確保に向けて特に配慮が必要な人への居住支援
（２）再犯防止に向けた地域社会の構築	みんなの「やってみたい」を応援	・インフォーマルな助け合いの促進と居場所づくり	地域の見守り、支え合い、居場所づくりの促進
（３）連携体制及び広報・啓発活動の推進	学びを通じた地域課題の「自分ゴト化」	・「学び」や「気づき」が増える取組み	あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 豊かな心を育む福祉教育の推進 関係団体との連携による活動の啓発 保護司等の支援者に対する支援 関係団体・機関との連携強化

- 【関係機関と連携して取り組むこと】
- 広島西条公共職業安定所（ハローワーク）、東広島地区協力雇用主会及び広島県就労支援事業者機構と連携した、国の支援制度の周知等による、雇用企業等の開拓や協力雇用主への登録促進
 - 東広島市社会福祉協議会等と連携した、「ひろきふサポーター～なんでも鯉～」の活動による在院者の自己有用感の醸成や関係団体とのネットワークの構築、市内矯正施設の理解促進のための啓発活動等への協力
 - 少年サポートセンター（広島県警察）、学校、地域及び各関係機関と連携した少年の健全育成活動や立ち直り支援
 - 広島法務少年支援センター（広島少年鑑別所）と連携した、小中学校における非行防止教室や出前講座等による非行犯罪の防止と青少年の健全育成、児童生徒の抱える問題性等の深刻化の未然防止や支援